

○京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査要項

平成27年2月27日

総長裁定制定

改正 平成27年9月1日総長裁定

平成29年3月9日総長裁定

平成31年3月26日総長裁定

令和2年9月11日総長裁定

令和2年12月21日総長裁定

令和3年3月5日総長裁定

令和3年8月12日総長裁定

令和4年9月9日総長裁定

令和8年9月29日総長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程（平成26年達示第59号。以下「規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、研究活動上の不正行為に係る調査委員会及び調査に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項における用語は、規程において使用する用語の例による。

(研究公正調査委員会の構成)

第3条 規程第9条第1項に定める研究公正調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) リスク・コンプライアンス担当の理事（以下「担当理事」という。）が指名する本学の教職員 5名以上

(2) 担当理事が委嘱する学外の有識者 5名以上

2 調査委員会の委員の半数以上は、前項第2号の委員でなければならない。

3 第1項第2号の委員のうち1名以上は、法律に関する専門家でなければならない。

4 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから担当理事が指名する。

5 委員会に必要に応じて副委員長を置くことができ、委員のうちから委員長が指名する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 調査委員会の委員が通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する場合は、当該委員は、当該利害関係を有する研究活動上の不正行為に係る調査に参加することはできない。

8 担当理事は、前項の場合その他やむを得ない事情があると認める場合は、当該委員に代えて、担当理事が指名し、又は委嘱する者を委員として、調査に従事させることができるものとする。

9 前項の規定により調査に従事することとなる委員の任期は、第6項の規定にかかわらず、指名され、又は委嘱された日から当該調査が終了するまでの期間とする。

10 担当理事は、第1項及び第8項の委員の指名又は委嘱に当たり、当該指名し、又は委嘱する委員に、第20条第1項又は第2項の定めるところにより調査委員会委員の所属及び氏名を公表する旨、通知するものとする。

(専門委員)

第4条 調査委員会に、通報があった研究活動上の不正行為の調査対象となる研究分野に応じて適切に調査を行うため、委員の職務を補佐し必要な助言を行う専門委員を、必要に応じて置くことができる。

2 専門委員は、委員長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該調査が終了するまでの期間とする。

4 調査委員会は、必要と認めるときは、専門委員を調査委員会に出席させることができる。

5 前各項に定めるもののほか、専門委員に関し必要な事項は、調査委員会が定める。

(通報に係る事案の調査)

第5条 調査委員会は、規程第11条第4項の報告を受けたとき又は規程第11条第12項により通報があったとみなしたときは、この要項の定めるところにより、当該事案について調査を行う。

(予備調査)

第6条 調査委員会は、規程第11条第4項の報告を受けたとき又は規程第11条第12項により通報があったとみなしたときは、被通報者が所属する部局（以下「当該部局」という。）の研究公正部局責任者（研究公正部局責任者が通報の対象に含まれているときは、通報の対象に含まれていない副研究公正部局責任者その他これに代わる者とする。以下同じ。）に、次の各号に掲げる事項について予備調査を指示し、当該報告を受けた日又は通報があったとみなした日から概ね30日以内（特別な事情がある場合には60日以内）に、その調査結果の報告をさせるものとする。

- (1) 当該通報がなされた研究活動上の不正行為が行われた可能性
 - (2) 規程第11条第2項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該通報がなされた研究活動上の不正行為との関連性及び論理性
 - (3) 通報があった研究活動上の不正行為があったと推定される時期から当該通報がされるまでの期間が、規程第3条第1項に定める総括者が規程第7条第2項により定める研究データの保存年限（次条第2項において「研究データの保存年限」という。）を経過するか否か
- 2 前項に定めるもののほか、当該部局の研究公正部局責任者は、次の各号に掲げる事項を前項の調査結果の報告と併せて調査委員会に報告するものとする。
- (1) 次条第1項に規定する更に本格的な調査の要否
 - (2) 研究活動上の不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報が悪意（規程第18条の不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）に基づくものである可能性
- 3 第1項の予備調査について、関係する部局が複数ある場合は、関係部局で協議のうえ、共同して予備調査を行うことができる。
- 4 予備調査は、当該通報があった研究活動上の不正行為に係る資料の精査、関係者のヒアリング等により行うものとする。
- 5 調査委員会は、当該部局において予備調査を実施することが困難であると認める場合は、当該部局と関係する部局の研究公正部局責任者に対し、共同での予備調査の実施又は当該部局の予備調査への協力を指示することができる。
- 6 当該部局の研究公正部局責任者は、通報がされる前に投稿が取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査を実施するにあたっては、取下げに至った経緯、事情等を考慮のうえ、次条の規定による調査の要否を判断するものとする。
- 7 当該部局の研究公正部局責任者は、予備調査の実施に当たり、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。また、第4項の資料の精査にあたり必要な資料の原本又は写しを学内で保管している部署がある場合は、当該部局の研究公正部局責任者又は調査委員会は、当該部署に対し当該原本の借用又は写しの提供を求めることができる。

(本調査の要否の報告、通知等)

第7条 調査委員会は、前条第1項及び第2項の予備調査の結果等の報告に基づき、当該事案について、更に本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを速やかに決定し、その旨を理由を付して担当理事及び当該部局の研究公正部局責任者に報告する。本調査を行うか否かを決定する場合において必要と認めるときは、調査委員会は、当該部局以外の部局の教職員で、当該通報の対象となっている研究分野に識見を有するものに対し、意見等を求めることができる。

- 2 調査委員会は、不正行為があったと推定される時期から研究データの保存年限を経過した場合その他本調査を実施することが困難であると認める場合は、当該通報に係る本調査を行わないことができる。この場合、調査委員会は、その旨を理由を付して担当理事に報告し、担当理事は通報者（研究活動上の不正行為を指摘した学会、他機関等を含む。以下同じ。）に通知する。
- 3 本調査は、その実施を決定した日から30日以内に開始するものとする。
- 4 当該部局の研究公正部局責任者は、第1項により本調査を行う決定の報告があったときは、当該事案に係る調査（以下「部局調査」という。）を行わせるため、委員会（以下「部局調査委員会」という。）を設置するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、関係する部局が複数ある場合は、関係部局が共同して一の部局調

査委員会を設置することができる。

- 6 前項の場合にあっては、関係部局間の協議に基づき、代表の研究公正部局責任者を選出するものとする。
- 7 当該部局の研究公正部局責任者（前項により代表の研究公正部局責任者を選出した場合にあっては、当該代表の研究公正部局責任者。以下同じ。）は、第4項又は第5項の規定により部局調査委員会を設置した場合は、その旨並びに部局調査委員会の委員の所属及び氏名を担当理事に報告するものとする。
- 8 担当理事は、第1項により本調査を行う決定の報告を受けた場合は、速やかに、本調査の実施決定及びその理由を、総長に報告する。
- 9 担当理事は、第7項の報告を受けた後速やかに、本調査の実施決定及びその理由並びに調査委員会委員（第3条第8項により委員が交代する場合は当該交代に係る委員）及び部局調査委員会委員（第11条第2項の規定により準用する第3条第8項により委員が交代する場合は当該交代に係る委員）の所属及び氏名を、通報者及び被通報者に通知する。
- 10 担当理事は、第1項により本調査を実施しない決定の報告を受けた場合は、当該決定及びその理由を速やかに通報者に通知する。
- 11 担当理事は、前項の通知を受けた通報者から予備調査に係る資料について開示請求があった場合は、当該予備調査に係る資料のうち、調査委員会において開示が相当と認めるものだけに限り開示することができる。
- 12 第8項の報告を受けた総長は、速やかに、文部科学省に本調査の実施を決定した旨を報告する。
- 13 第8項の報告を受けた総長は、当該事案に係る研究が他機関から資金配分を受けて行われたものである場合は速やかに、本調査の実施を決定した旨を当該配分機関に報告する。また、被通報者に他機関に所属する者がいる場合は、速やかに、本調査の実施を決定した旨を当該他機関の長に通知する。
- 14 担当理事は、第1項により本調査の実施決定の報告があった場合であって、当該本調査の内容が、通報が悪意に基づくものである可能性があり、その調査を行うものであるときは、その旨を通報者が所属する部局の研究公正部局責任者に通知し、及び総長に報告する。この場合において、通報者が他機関に所属する者であるときは、総長が当該他機関の長にその旨を通知する。

（異議申立）

第8条 通報者及び被通報者は、前条第9項又は第10項の通知の内容に異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に、担当理事に対して異議申立をすることができる。

- 2 前項の異議申立は、申立の趣旨及び理由を具体的に記載した書面（ファックス及び電子メールを含む。以下同じ。）により行うものとする。
- 3 担当理事は、第1項により異議申立があった場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは、本調査に係る調査委員会委員を交代させ、又は当該部局の研究公正部局責任者に再度の予備調査の実施若しくは異議申立に係る部局調査委員会委員の交代を指示する。
- 4 担当理事は、前項の審査の結果並びに調査委員会委員又は部局調査委員会委員に交代があったときは当該交代に係る調査委員会委員又は部局調査委員会委員の所属及び氏名を、通報者及び被通報者に通知する。
- 5 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該交代に係る調査委員会委員又は部局調査委員会委員に異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に、担当理事に対して異議申立をすることができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

（研究費の使用停止措置）

第9条 当該部局の研究公正部局責任者は、第7条第1項により本調査の実施決定の報告を受けた場合において、必要と認めるときは、第14条第5項の報告を受けるまでの間、被通報者（他機関に所属する者を除く。）に対して当該事案に係る研究の研究費の使用停止その他必要な措置を講じることができる。

（部局調査）

第10条 部局調査委員会は、部局調査の実施に際し、調査対象、方法等を示した調査方針を定め、当該部局の研究公正部局責任者に当該調査方針を報告する。

2 当該部局の研究公正部局責任者は、前項の報告を受けたときは、調査方針を調査委員会に報告する。

3 調査委員会は、前項の報告を受けたときは、調査方針を検証するとともに、必要と認めるときは、当該部局の研究公正部局責任者を通じて、部局調査委員会に調査方針の修正を指示する。

4 部局調査委員会は、前項の指示を受けて修正した調査方針を当該部局の研究公正部局責任者を通じて、調査委員会に報告する。
(部局調査委員会)

第11条 部局調査委員会は、当該部局の研究公正部局責任者が指名する本学の教職員及び当該部局の研究公正部局責任者が委嘱する学外の有識者からなる3名以上の委員により組織する。ただし、委員の半数以上は学外者の委員とし、そのうち1名以上は法律に関する専門家でなければならない。

2 第3条第7項、第8項及び第10項の規定は、部局調査委員会の場合に準用する。この場合において、「調査委員会」とあるのは「部局調査委員会」と、「担当理事」とあるのは「当該部局の研究公正部局責任者」と、「第1項及び第8項」とあるのは「第11条第1項及び準用する第3条第8項」と、「調査委員会委員」とあるのは「部局調査委員会委員」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、部局調査委員会に関し必要な事項は、当該部局の研究公正部局責任者が定める。
(調査方法等)

第12条 部局調査は、当該通報において指摘された研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査、関係者のヒアリング等により行い、必要に応じ、被通報者に対して、再実験等を要請して必要資料の提出を求め、これらに基づく調査を行うものとする。

2 前項の調査に際しては、被通報者に対し、弁明の機会を与えることを通知するとともに、再実験等を要請する場合には、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を与えなければならない。

3 研究公正部局責任者は、被通報者が前項に定める通知を現に受領しながら、同通知に記載する期限までに弁明を行わない場合又は再実験等を実施しない場合は、当該機会を放棄したものと判断することができる。

4 再実験等は、部局調査委員会の指導及び監督の下に行うものとする。

5 被通報者は、第2項の弁明の機会において、当該通報の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

6 当該部局の研究公正部局責任者及び部局調査委員会は、第1項の調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。また、第1項の資料の精査にあたり必要な資料の原本又は写しを学内で保管している部署がある場合は、当該部局の研究公正部局責任者又は部局調査委員会は、当該部署に対し当該原本の借用又は写しの提供を求めることができる。

7 第1項の規定にかかわらず、部局調査委員会は、当該調査において有益かつ必要と認めるときは、調査に関連する被通報者の他の研究を調査対象とすることができる。

8 当該部局の研究公正部局責任者は、第1項及び前項の調査に際して、証拠となる資料等を保全する措置をとる。ただし、当該措置は、被通報者の研究活動を過度に制限しない必要最小限の範囲及び期間にするよう配慮しなければならない。

9 調査に関係する者は、調査にあたっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報を、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩させてはならない。

(部局調査の結果報告)

第13条 部局調査委員会は、次の各号に掲げる事項の調査を行うとともに、調査結果をまとめ、当該部局の研究公正部局責任者に報告する。

(1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か

(2) 研究活動上の不正行為が行われたと判断したときは、その内容、不正行為に関与した者及びその関与の度合、不正行為と判断した研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究

における役割並びに当該論文等及び当該研究が学術分野に与える影響

(3) 研究活動上の不正行為に関与した者が他者の指示により研究活動上の不正行為を行ったと判断したときは、それを拒否できる立場にあったか否か

(4) 研究活動上の不正行為が行われていないと判断したときは、通報が悪意に基づくものであったか否か

2 前項の規定により当該部局の研究公正部局責任者に報告する場合であって、研究活動上の不正行為が行われたと判断するときは、部局調査委員会は、研究活動上の不正行為の発生要因、再発防止策等を併せて報告するものとする。

3 当該部局の研究公正部局責任者は、前2項の報告を受けたときは、当該調査結果等を速やかに調査委員会に報告するものとする。

(検証、認定及び調査結果の報告)

第14条 調査委員会は、前条第3項の報告を受けたときは、当該調査結果等を検証するとともに、部局調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸要素を総合的に判断して、研究活動上の不正行為が行われたか否かの認定を行う。ただし、被通報者の自認のみをもって研究活動上の不正行為が行われたと認定することはできない。

2 調査委員会は、前条第3項の報告において、第12条第5項の被通報者からの説明その他の証拠の提出によって、研究活動上の不正行為が行われたとの疑いが覆されないときは、不正行為が行われたと認定することができる。また、実験・観察ノート、生データその他の資料が保存義務期間を経過していないにもかかわらず存在しない等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為が行われたとの疑いを覆すに足る証拠を示すことができないときも、同様とする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、天災事変その他やむを得ない事由又は被通報者の責めに帰することができない事由により、当該通報において指摘された当該研究に係る実験・観察ノート、生データその他の資料を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

3 前項の説明に係る責任の程度及び本来存在すべき資料等については、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断する。

4 調査委員会は、部局調査が不十分であると判断したときは、当該部局の研究公正部局責任者に部局調査を差し戻して、必要な調査を行うよう指示するものとする。

5 調査委員会は、本調査の開始後概ね150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ本調査の結果をまとめ、担当理事及び当該部局の研究公正部局責任者に報告する。

(1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か

(2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者及びその関与の度合、不正行為が行われたと認定した研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割並びに当該論文等及び当該研究が学術分野に与える影響

(3) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その発生要因、再発防止策等

(4) 研究活動上の不正行為に関与した者が他者の指示により研究活動上の不正行為を行ったと認定したときは、それを拒否できる立場にあったか否か

(5) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、通報が悪意に基づくものであったか否か

6 調査委員会は、研究活動上の不正行為が行われていないと認定し、併せて通報が悪意に基づくものであったと認定するにあたっては、通報者に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

7 前項の弁明は、原則として弁明の機会を付与した日から14日以内に、書面を提出し、又は調査委員会へ出頭して行うものとする。

8 前項の場合において、通報者が正当な理由なく、書面を提出せず、又は調査委員会に出頭しなかった場合には、当該通報者は悪意の認定について争うことはできない。

9 当該部局の研究公正部局責任者は、担当理事から部局調査の経過について中間報告を求められたときは、当該調査の進捗状況を担当理事に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第15条 担当理事は、前条第5項の規定により報告を受けた調査結果について、速やかに総長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた総長は、当該報告を受けた調査結果について、文部科学省に報告する。

3 第1項の報告を受けた総長は、第7条第13項により配分機関に報告し、又は他機関の長に通知している場合は、第1項の規定により報告を受けた調査結果について当該配分機関に報告し、又は当該他機関の長に当該調査結果を通知するものとする。

4 担当理事は、前条第5項の規定により報告を受けた調査結果のうち、次の各号に掲げる事項を、通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に、前2項による報告又は通知を行った後速やかに通知するものとする。

(1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か

(2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者及びその関与の度合並びに不正行為が行われたと認定した研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

(3) 研究活動上の不正行為に関与した者が他者の指示により研究活動上の不正行為を行ったと認定したときは、それを拒否できる立場にあったか否か

(4) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、通報が悪意に基づくものであったか否か

5 担当理事は、第7条第14項の通知を行っている場合において前条第5項の報告を受けたとき及び第7条第14項の通知を行っていない場合であっても、前条第5項の規定により報告を受けた調査結果において、通報が悪意に基づくものであるとの認定があったときは、通報者が所属する部局の研究公正部局責任者に当該調査結果を通知する。ただし、通報者が他機関に所属する者である場合は、総長が当該他機関の長に当該調査結果を通知する。

6 総長は、第7条第12項又は第13項により文部科学省又は配分機関に報告を行っている場合で、文部科学省又は当該配分機関から研究活動上の不正行為に係る調査の経過について報告を求められたときは、調査の進捗状況を文部科学省又は当該配分機関に報告するものとする。

（不服申立）

第16条 前条第4項の通知を受けた通報者（通報が悪意に基づくものであると認定された通報者（被通報者の不服申立により次条の規定による再調査を行った結果、通報が悪意に基づくものであると認定された者を含む。）に限る。）及び被通報者（研究活動上の不正行為を行ったと認定された被通報者に限る。）は、当該通知を受けた日から30日以内に、担当理事に対し、不服申立をすることができる。この場合において、通報者による不服申立は、通報が悪意に基づくことについてのみ行えるものとする。

2 前項の不服申立は、申立の趣旨及び理由を具体的に記載した書面により行うものとする。

3 第1項の不服申立をする者は、前条第4項の通知を受けた日から30日の期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。

4 担当理事は、第1項の不服申立を受けたときは、その旨を、被通報者からの不服申立である場合には通報者に、通報者からの不服申立である場合には被通報者に通知するとともに、総長に報告し、及び当該不服申立に係る調査を行った部局の研究公正部局責任者（第7条第6項の規定により代表の研究公正部局責任者を置いている場合は、当該代表の研究公正部局責任者。次条第4項及び第10項において同じ。）に通知する。

5 担当理事は、前条第5項の通知を行っている場合において第1項の不服申立を受けたときは、通報者が所属する部局の研究公正部局責任者にその旨を通知するものとする。ただし、通報者が他機関に所属する者である場合は、総長が当該他機関の長に通知する。

6 総長は、第4項の報告を受けた場合は、不服申立を受けた旨を文部科学省に報告する。

7 総長は、前条第3項の報告又は通知を行っている場合において第4項の報告を受けたときは、不服申立を受けた旨を配分機関へ報告し、又は被通報者が所属する他機関の長に通知する。

（不服申立の審査及び再調査）

第17条 担当理事は、前条第1項の不服申立を受けたときは、調査委員会に不服申立の審査を行わせる。審査にあたって、新たに専門性を要する判断が必要となり、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由があると担当理事が認めた場合は、調査委員会委員を交代させ、若しくは調査委員会に委員の職務を補佐し必要な助言を行う専門委員を置き、又は調査委員会に代え

て他の者に審査させることができる。

- 2 前項後段により調査委員会委員を交代させ、又は調査委員会に代えて他の者に審査させる場合において、担当理事は、当該交代に係る調査委員会委員又は調査委員会に代えて審査させる者の所属及び氏名を、調査委員会、通報者及び被通報者に通知する。
- 3 調査委員会は、第1項の審査においては、不服申立の趣旨及び理由を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに担当理事に報告する。
- 4 前項の報告を受けた担当理事は、速やかに再調査を行うか否かを決定し、その旨を理由を付して総長に報告するとともに、通報者、被通報者及び当該不服申立に係る調査を行った部局の研究公正部局責任者に通知する。また、前条第5項の通知を行っている場合は、通報者が所属する部局の研究公正部局責任者に通知するものとする。ただし、通報者が他機関に所属する者である場合は、総長が当該他機関の長に通知する。
- 5 前項の報告を受けた総長は、再調査を行うか否かを、文部科学省に報告する。
- 6 第4項の報告を受けた総長は、前条第7項の報告又は通知を行っている場合にあっては、再調査を行うか否かを、配分機関へ報告し、又は被通報者が所属する他機関の長に通知する。
- 7 担当理事は、再調査を行うことを決定したときは、調査委員会に再調査を指示し、調査委員会は当該部局の研究公正部局責任者に必要な再調査を指示する。
- 8 不服申立を行った通報者及び被通報者は、再調査において、第14条第5項の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求められた場合は、誠実にこれに協力するものとする。なお、通報者又は被通報者が必要な協力を行わないときは、再調査を行わず、又は打ち切ることがある。
- 9 当該部局の研究公正部局責任者は、再調査を開始した場合は、当該再調査の実施を決定した日から概ね50日（通報者からの不服申立の場合にあっては30日）以内に、再調査の結果を調査委員会に報告する。
- 10 調査委員会は、前項の報告を受けたときは、再調査の結果を検証の上、第14条第5項の調査結果を覆すか否かを決定するとともに、その結果を速やかに担当理事及び当該不服申立に係る調査を行った部局の研究公正部局責任者に報告するものとする。
- 11 第15条第1項から第5項までの規定は、再調査における調査結果の報告及び通知の場合に準用する。この場合において「前条第5項」とあるのは「第17条第10項」と、「調査結果」とあるのは「再調査の結果」と読み替えるものとする。

（連絡先の届出及び通知発出の方法）

- 第18条 本要項に定める通報者及び被通報者への通知（以下「文書の通知」という。）は、文書の手交又は発送により、行うものとする。この場合において、文書の通知を発送により行う場合は、当該文書が到達したときに、当該文書の通知があったものとする。
- 2 担当理事は、前項の定めるところにより文書の通知を行うため、通報者及び被通報者に対し、相当の期間を定めて、文書の通知のための連絡先を届け出るよう求めることができる。この場合において、求めを受けた通報者及び被通報者は速やかに当該連絡先を担当理事に対して届け出なければならない。
- 3 前項の定めるところにより連絡先を届け出た通報者及び被通報者は、本要項に定める手続が継続している間に、転居その他の事情により連絡先を変更した場合には、速やかに担当理事に対して新たな連絡先を届け出なければならない。
- 4 第1項の定めるところにより文書の通知を発送により行うにあたり、通報者及び被通報者に対して、同人が担当理事へ届け出た住所のうち最新の住所に宛てて文書を発送したにもかかわらず、到達しない場合又は到達が確認できない場合には、担当理事は、教職員の従前の居住状況、勤務状況、連絡状況その他教職員の所在に関して本学が把握している事情等を考慮したうえで、当該教職員への文書の到達が相当程度見込める住所、居所、就業場所又はその他の連絡先に宛てて文書を発送することができる。
- 5 前項の定めに基づき文書を発送した場合は、当該文書は、郵便事情その他の事情を考慮して、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。ただし、通常到達すべきであった時以前に文書が到達したことが判明したときは、この限りではない。

（調査資料の提出）

- 第19条 担当理事は、第7条第12項又は第13項により文部科学省又は配分機関に報告を行

っている場合において、文部科学省又は当該配分機関から要求があるときは、調査委員会の議を経て、当該研究活動上の不正行為に係る調査に関する資料を提出し、又は閲覧させることがある。ただし、調査委員会及び部局調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の公表等)

第20条 担当理事は、第14条第5項の調査結果又は第17条第10項の再調査の結果等（以下「調査結果等」という。）の報告において、研究活動上の不正行為が行われたと認定された旨の報告を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 研究活動上の不正行為の内容
- (3) 本学が公表時までに研究活動上の不正行為に対して行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員及び部局調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法及び手順
- (6) その他担当理事が必要と認める事項

2 担当理事は、調査結果等の報告において、研究活動上の不正行為が行われていないと認定された旨の報告を受けた場合は、原則として、公表は行わないものとする。ただし、被通報者からの求めがある場合は、被通報者の所属及び氏名（被通報者が公表を希望する場合に限る。）、研究活動上の不正行為が行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）、調査委員会委員及び部局調査委員会委員の所属及び氏名並びに調査の方法及び手順を公表することができるものとする。

3 担当理事は、調査結果等の報告において、通報が悪意に基づくものであるとの認定があった場合は、その旨を公表するものとする。

4 前3項の公表は、第16条第1項の規定による不服申立の期間を考慮して行うものとする。

5 担当理事は、公表する内容に学生が含まれているときは、必要に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

6 担当理事は、規程第11条第12項の規定により調査を行う場合において、報道機関の報道による研究活動上の不正行為の指摘に基づき調査を行うときは、必要に応じて調査の状況を公表するものとする。

(認定後の措置)

第21条 当該部局の研究公正部局責任者は、調査結果等において、研究活動上の不正行為が行われたとの認定があった場合は、第9条又は第12条第8項の規定に定める措置を新たに講じ、又は延長することができる。

2 当該部局の研究公正部局責任者は、調査結果等において、研究活動上の不正行為が行われていないとの認定があった場合は、通報に基づき講じた一切の措置を解除するとともに、研究活動上の不正行為を行っていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

3 担当理事は、第14条第5項の調査結果において研究活動上の不正行為が行われたとの認定があった場合であって、当該調査結果について、第16条第1項の不服申立があったときは、必要に応じて、第1項の措置を当該部局の研究公正部局責任者に留保させる等の措置を講じることができる。

4 前項の措置を講じた場合において、担当理事は、当該不服申立に関し、第17条第10項の報告を受けたときは、前項で留保した措置を当該部局の研究公正部局責任者に講じさせる等、必要な措置を講じるものとする。

(複数機関との調査)

第22条 被通報者が本学及び他機関に所属する場合であって、当該事案に係る研究活動を、主として本学において行っていたときは、当該他機関の協力を得て、本学が中心となって、研究活動上の不正行為に係る調査を実施する。

2 本学の教職員が他機関で行った研究活動に対して通報があった場合又は当該事案に係る研究活動を行っていた際に本学の教職員であった者が、その後本学を離職し他機関に所属している場合は、本学と当該他機関と合同で研究活動上の不正行為に係る調査を行う。

3 前2項の場合における研究活動上の不正行為に係る調査の体制、方法、分担等については、

事案ごとに当該他機関と協議の上、別途決定する。

(その他の調査)

第23条 第5条に定めるもののほか、担当理事が研究活動上の不正行為について、調査が必要と認める場合は、関係する部局の研究公正部局責任者に調査を指示することができる。

2 前項の調査は、原則としてこの要項に準じて実施するものとする。

(適用除外)

第24条 第7条第12項、第15条第2項、第16条第6項、第17条第5項及び第20条の規定は、研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて「研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）の発出以前に論文等により発表されたものに係る不正行為に該当する通報については、適用しない。

2 この要項は、修学上行われる論文作成に係る不正行為（前項のガイドライン又は研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）の対象となるものを除く。）に該当する通報については、適用しない。

(その他)

第25条 この要項に定めるもののほか、研究活動上の不正行為に係る調査の実施に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

この要項は、平成27年3月1日から実施する。ただし、規程第7条第2項により担当理事が定める規定が適用されない研究データに係る調査における第6条第1項第3号の規定の適用については、同号中「規程第7条第2項により担当理事が定める研究データの保存年限（第8項において「研究データの保存年限という。」）とあるのは、「生データ、実験・観察ノート、実験資料・試薬その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等（第8項において「研究データの保存年限」という。）」とする。

附 則（平成27年9月総長裁定）

この要項は、平成27年9月1日から実施する。

附 則（平成29年3月総長裁定）

この要項は、平成29年3月31日から実施する。

附 則（平成31年3月総長裁定）

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和2年9月総長裁定）

この要項は、令和2年10月1日から実施する。

附 則（令和2年12月総長裁定）

この要項は、令和3年1月1日から実施する。

附 則（令和3年3月総長裁定）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和3年8月総長裁定）

この要項は、令和3年9月1日から実施する。

附 則（令和4年9月総長裁定）

この要項は、令和4年10月1日から実施する。

附 則（令和8年9月総長裁定）

この要項は、令和8年10月1日から実施する。